

見附市告示第31号

見附市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月24日

見附市長 稲田 亮

見附市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
見附市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（平成19年見附市告示第160号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「住宅」の次に「。」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、昭和56年5月31日以降に延べ床面積の過半部分を増築したものを除く。

第4条中「市税」を「市区町村税」に改める。

第1号様式中

「氏名」を

「氏名

（自署の場合、押印不要）」に、

「以下のとおり、見附市木造住宅耐震診断を申し込みます。」を

「以下のとおり、見附市木造住宅耐震診断を申し込みます。また、申請内容確認のために、納税状況について、見附市が調査することに同意します。」に、

「2. 市税納税証明書」を

「2. 市区町村税の納税証明書（申請者が1月1日時点で見附市の住民基本台帳に登録されていない者に限る。）」に改める。

第2号様式、第4号様式、第5号様式、及び第6号様式中

「氏名」を

「氏名

（自署の場合、押印不要）」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。